

# 規則

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県規則第八十四号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表中三一五の項を三一六の項とし、二二六の項から三一四の項までを一項ずつ繰り下げ、二二五の項の次に次のように加える。

二二六	ビュートラス入間住宅	入間市高倉二丁目	中層準耐火	四九・六八	二〇
-----	------------	----------	-------	-------	----

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。